

# 生活保護における医療扶助について

茨城県福祉部福祉人材・指導課

## 1 生活保護法指定医療機関制度について

### (1) 生活保護法指定医療機関の指定

生活保護法による医療扶助を担当する医療機関の指定は、医療機関の申請に基づき、国が開設した医療機関については厚生労働大臣が、その他の医療機関については県知事が行います。

### (2) 指定に係る手続き

#### ア 有効期間（更新制）の導入（平成26年7月1日施行）

6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過により失効します（生活保護法第49条の3第1項）。

#### イ 法改正後の初回更新に係る留意点

現在指定を受けている指定医療機関の初回更新は、新法に基づく指定から6年後ではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までに行うこととなります。

## 2 生活保護法による医療券の記載について

医療券の「受給者番号」については、平成28年4月1日から、被保護者ごとに固定化する（月ごとに変更する必要はない）とされ、各福祉事務所においては、順次、固定化へ切替を行っているところです。

## 3 後発医薬品の使用促進について

### (1) 生活保護の医療扶助における後発医薬品の取扱い

処方医が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとされています（同法第34条第3項）。

### (2) 後発医薬品の使用促進に係る取組み

前年度の6月の後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所では、後発医薬品使用促進計画を策定し、使用促進に取り組んでいます。

### (3) 後発医薬品の使用促進への協力をお願い

上記(1)(2)についてご理解の上、後発医薬品を処方していただくようお願いします。

## 4 福祉事務所からの要否意見書及び病状調査について

### (1) 要否意見書の記載について

ア 診療を要する傷病名については、全て記載してください。

イ 主要症状及び今後の診療見込みを、できる限り詳しく、かつ正確に記載してください。

## (2) 病状調査等への協力のお願い

### ア 病状調査の目的

生活保護受給者に係る稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性、他法他施策の利用の可能性の判定など、生活保護の決定や自立助長のために必要な調査なので、福祉事務所から病状調査の依頼があった場合は、ご協力をお願いします。

### イ 病状調査の範囲

医療扶助を委託する医療に関するもののほか、保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等についても、生活保護の決定・実施及び自立助長に必要であれば含まれます。